

省エネコミュニケーション・ランキング制度の 運用及びガイドラインの見直しについて

2026年2月10日

資源エネルギー庁省エネルギー課

【目次】

1. 2026年度の運用改正案

1.1 各評価項目の取組事例集の作成

1.2 フィードバック資料の更なる充実

1.3 取組改善事業者の公表

2. ベストプラクティス集の更新

3. 2026年度の運用スケジュール及び中長期的課題について

1. 2026年度の運用改正案

今年度取り扱う課題

【課題1 各評価項目の取組事例集の作成】

- 2025年度に実施したアンケート調査では、本制度に対する期待される取組として、設問項目ごとにどのような取組が採点対象となるかを把握するための事例集の作成が挙げられていた。これを踏まえ、今年度は、各設問ごとに想定される取組の具体例を明記した事例集を作成する。

【課題2 フィードバック資料の更なる充実】

- 主に評価結果の低い事業者の継続参加率が低い状況にあるが、昨年度より参加事業者へのフィードバックを充実させている。一方、現行のフィードバックでは設問ごとの各得点、業界全体の平均点、昨年度の各得点が記載されているのみであり、寸評のようなコメントを記載してほしいとの意見も出ている。これを踏まえ、自動化できる範囲内で寸評を作成し、各事業者の取組の改善点や今後求められる取組等を記載できないか検討する。

【課題3 取組改善事業者の公表】

- 本制度は評価結果の良い事業者を中心に公表しているが、一方で、評価結果が芳しくない事業者においても、昨年度と比較して取組が大きく進歩した事業者も存在する。そのような事業者を評価するためにも、評価結果に関わらず、前年度と比較して取組が進んだ事業者を公表する方法を検討する。

1. 1 各評価項目の取組事例集の作成

ガイドライン上における取組事例について

- 「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（以下、ガイドライン）」では、加点項目における事例が一部記載されているが、抽象的な内容が多い。
- 事業者からは「より具体的で現場で参考になる事例が欲しい」「ガイドラインの事例は評価の方向性は分かるが、実際の運用例や工夫までは分かりにくい」との声が上がっている
- これを受け、事業者の現場での実践・改善のヒントや、他社の工夫・成功例の共有を目的とした事例集の作成を検討する

表 9 本制度における加点部分の評価項目が求める情報提供の取組例

分類	評価項目	情報提供の取組例
加点 内容	追加項目 1 非化石エネルギーへの転換に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること	再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援（リース等）など ※非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援とは、エネルギー供給事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供又は導入の促進をしている場合が対象。単に、太陽光発電設備等の非化石エネルギーの利用技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない。 ※CO2 の削減量または排出量に関する情報提供は、本項目の評価対象外。当該情報は、「指針 1.(5) その他、エネルギーの使用的合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用的合理化に資する情報の提供」において評価。
	追加項目 2 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること	前年度の販売電力量実績のエネルギー別内訳について、「電力の小売営業に関する指針」に基づき情報を提供。
	追加項目 3 時間ごとにきめ細かにエネルギー消費量を可視化した情報	スマートメータ設置世帯に対し、時間ごと（30 分、1 時間等）の電気使用量の情報を提供。 ※都市ガス、LP ガスについては、上記のみならず、リモコン等の機器を使用して家庭全体ではなく、給湯用途等に限定した情報提供についても評価対象とする。
	追加項目 4 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報	電気の需要の最適化に資する料金（ディマンドリスボンス）メニューや節電プログラムに関する情報、蓄電池等の電気の需要の最適化に資

（出典）「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」より

対応方針

- 本事例集で掲載する事例は、本制度に実際に参加した事業者が報告した内容から、実現可能性が十分にあるものを選定する。
- 事例集は、「自社で何をすればよいか」「どんな工夫ができるか」を考える際の実践的な手引きであり、他社の工夫や成功例を知ることで、自社の取組へのモチベーション向上や新たな発想のきっかけとなるように作成する。
- 詳細については「参考資料1-1 各評価項目の取組事例集（小売電気事業者）」、「参考資料1-2 各評価項目の取組事例集（ガス小売事業者）」を参照のこと。

1. 2 フィードバック資料の更なる充実

フィードバック資料のさらなる充実について

- ・ 省エネコミュニケーション・ランキング制度では、例年秋頃に、参加事業者に対して個別に評価結果のフィードバック資料を送付している。
- ・ 一方、現行のフィードバック資料では設問ごとの各得点、業界全体の平均点、昨年度の各得点が記載されているのみであり、事業者からは寸評のようなコメントを記載してほしいとの意見も出ている。
- ・ 2025年度は参加事業者数が減少に転じており、主に評価の低い事業者の継続参加率が低い傾向にあることから、各事業者の取組の改善点や今後求められる取組等を記載できないか検討する。

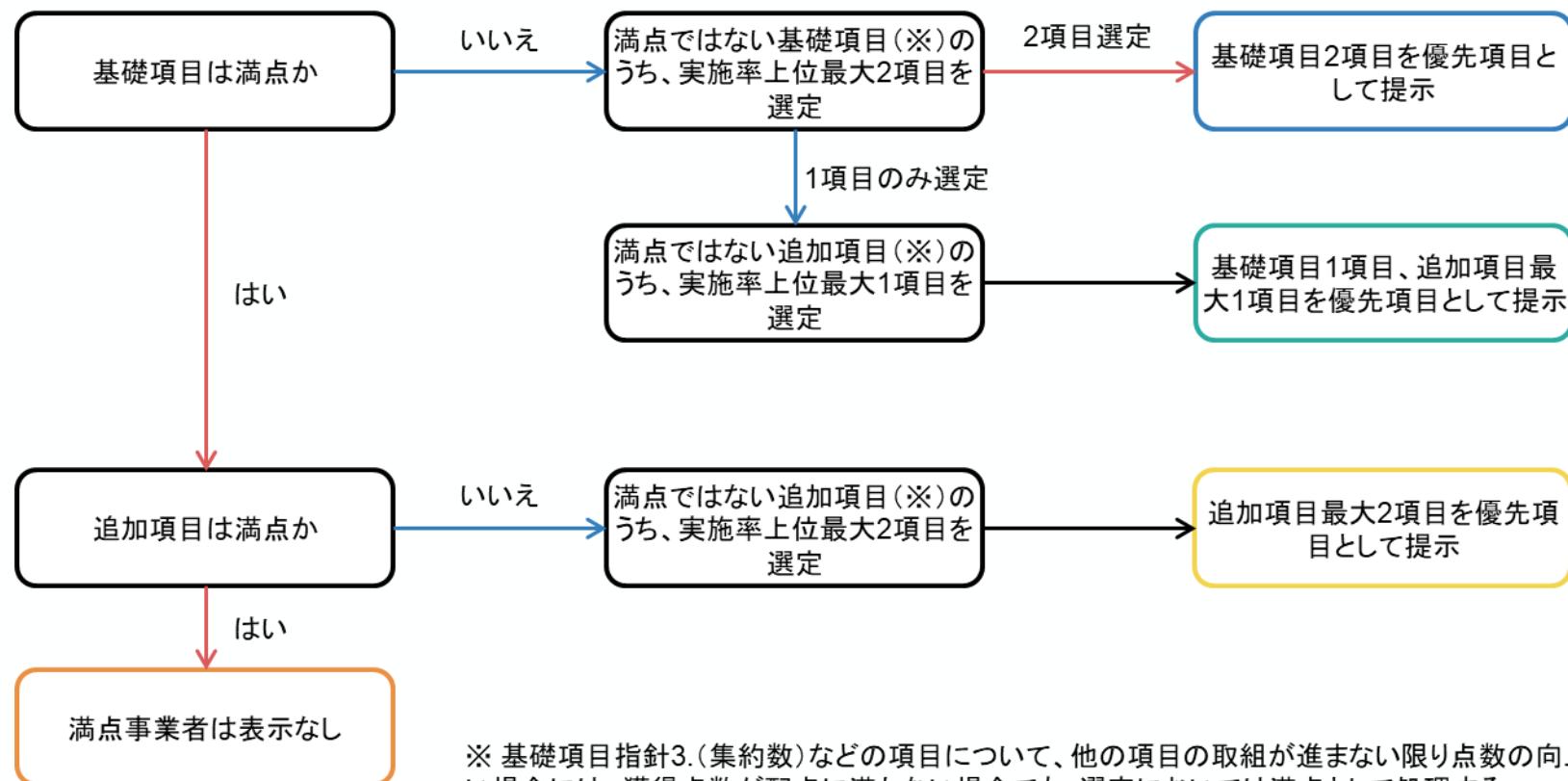
対応方針

- 事業者のさらなる取組を促すため、過去比較や参加事業者全体の実施率との比較、優先的に取り組むべき項目等を分かりやすく明示し、現行のフィードバック項目に加える形で提供する。
- 具体的には、得点推移のグラフ表示、優先的に取り組むべき項目のハイライトなど、ビジュアルを活用した記載を取り入れた。
- 優先項目の選定基準は以下のとおり。最大2項目を選定する。
 - 満点ではない基礎項目を、提出事業者取組実施率の高いものから順に選定する。
 - 満点ではない基礎項目が1項目以下の場合、満点ではない追加項目を提出事業者取組実施率が高いものから順に選定する。
- また、具体的な選定プロセスは次頁に参考として示した。

※詳細については「参考資料2 FB資料サンプル」を参照のこと。

【参考】優先項目の選定フロー

- 原則として、基礎項目を優先的に選定し、基礎項目に該当項目がない場合にのみ追加項目から選定を行う。
 - 取組実施率が高い項目は多くの事業者にとって取り組みやすい項目であると考えられるため、取組実施率の高い項目を優先的に選定する。
- ※ 集約対象となる取組が未実施の場合の集約数に関する項目や、基礎点が75点以上でない場合評価対象とならない項目など、現状優先的に取組を進めても、他の取組が進まなければ追加の得点につながらない項目については、優先項目から除外する。



※ 基礎項目指針3.(集約数)などの項目について、他の項目の取組が進まない限り点数の向上ができるない場合には、獲得点数が配点に満たない場合でも、選定においては満点として処理する。

1. 3 取組改善事業者の公表

取組改善事業者の公開について

- 現在、省エネコミュニケーション・ランキング制度の実施結果として事業者名が公表されているのは以下の3つである。
 - 事業者の評価一覧
 - 星5評価（満点）を獲得した事業者の取組事例
 - ベストプラクティス集
- 上記はいずれも評価の高い事業者や高度な取組を実施している事業者に焦点が当たりやすいものである。
- 本制度の参加事業者により幅広く参加意義を感じてもらうため、評価の高さに関わらずランクが向上した事業者を公表することを検討する。

対応方針

- ・ 2年連続で本制度に参加している事業者のうち、前年度から評価が向上した事業者を一覧にして公開する。
- ・ 幅広い事業者を対象とするため、星の増加数は問わず、1ランクでも評価が向上した事業者を五十音順で記載する。
- ・ なお、小売契約件数が30万件未満の事業者については、昨年度及び今年度提出の報告様式にて「公表意向あり」と回答した事業者を記載する。また、「公表意向なし」と回答した事業者についても、公表意向を改めて確認の上、公表意向がある場合には事業者名を記載することとする。
- ・ 詳細は「参考資料3 取組改善事業者の公表」を参照のこと。

2. ベストプラクティス集の更新

ベストプラクティスの選定の考え方

- ・ 新たな省エネ情報提供の取組を検討するインセンティブを与え、また他の事業者への取組の拡大が期待されることから、省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式における回答内容を元に、優れた取り組みをガイドラインにおいてベストプラクティスとして紹介することとしている。
- ・ これまでの評価委員会における議論を踏まえ、選定基準は以下のとおり。
波及性：事業者規模が大きく影響せず、多くの事業者が取り組めるものか
先進性：今までにない取組であるか（同様の取組を実施している事業者がいないか）
省エネ性：取組により、消費者の省エネ行動が誘発されるか（消費者ニーズに合致しているか、取組の実施による省エネ結果が公表されているか、等）
- ・ また、具体的な選定プロセスは以下のとおりとした。
 - 事務局にて上記3つの観点で3段階評価を実施（◎・○・△）。
 - ◎が1つ以上又は全ての項目が○の取組をベストプラクティスとして選定。
- ・ ベストプラクティスをガイドラインに記載するにあたっては、当該取組を実施する事業者へ掲載許諾を得るなど、別途調整を行う。
- ・ なお、ベストプラクティスはガイドラインの「別紙」の位置づけで事務局が作成・公表することとし、内容の更新について、エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会へ必要に応じ報告を行うこととする。

2025年度 ベストプラクティスの候補

- 今年度は新たに報告された取組が電気で6件、都市ガス、LPガスでそれぞれ1件ずつであった。
- 先に示した選定基準に従い審査した結果、今年度はベストプラクティス対象候補はなしとなった。

3. 2026年度の運用スケジュール及び 中長期的課題について

2026年度 制度運用スケジュール

- 報告様式の提出期限は7月末とし、各事業者の評価結果は12月中旬に、資源エネルギー庁のホームページにおいて公表予定。
- また、省エネコミュニケーション・ランキング制度について、中小事業者や低評価事業者の参加促進に向けた取組を検討予定。

